

木造建物（駄地倉庫）購入者募集要項

木造建物（駄地倉庫）の売却を次のとおり実施します。土地は10年間の事業用定期借地にて貸付を行います。

入札申し込み期間内（平成30年7月2日～平成30年8月3日）に「入札参加申込書（木造建物（駄地倉庫）購入）」、「誓約書」を町に提出し、入札日（平成30年8月9日）に会場にて、入札書をご提出してください。

入札保証金は必要ありません。

1. 物件

（売却建物）

所 在	建物構造	建物延床面積	最低売却価格
東彼杵郡東彼杵町駄地郷 183 番 1 （附属建物（鉄筋コンクリート造 2 階建建物）は取り壊し予定）	木造セメント瓦 葺平屋建	244.28 m ²	300,000 円

（貸付土地）

地 番	地目	貸付面積	貸付金額
東彼杵郡東彼杵町駄地郷 183 番 1 東彼杵郡東彼杵町駄地郷 186 番 東彼杵郡東彼杵町駄地郷 187 番 1 東彼杵郡東彼杵町駄地郷 187 番 7	宅地	349 m ² のうち 343 m ² 309 m ² 211 m ² のうち 165 m ² 44 m ² 合計：861 m ²	286,000 円／年額

2. 応募資格

次の事項のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも応募できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年間を経過しない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3. 建物売却条件

- ・現状有姿による売買（引渡し）となり、物件並びに契約（取得）等に係る各種費用等については、全て落札者の負担となります。
- ・建物所有権移転登記は、売買代金入金後、町が実施します。
- ・物件の現地確認、諸規制の状況は、ご自身にてご確認していただきます。
- ・落札者は、本物件に係る諸々（各種）の負担について受忍するものとする。
- ・土地については、建物売買契約締結と同時に借地期間を10年とする事業用定期借地契約を公正証書にて締結していただきます。
- ・定期借地期間満了時は、更地にして町へ土地を返還してください。
- ・貸付を行う土地は、清掃等適正に管理を行ってください。

4. 入札について

※入札参加には下記の申込期間内に入札参加申し込み手続きが必要です。

入札参加手続きについて

（提出書類）

「入札参加申込書（木造建物（駄地倉庫）購入）」・「誓約書」に必要事項を記入し提出をお願いします。（郵送の場合は申込期間内の消印有効）

（申込期間） 平成30年7月2日（月）から平成30年8月3日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（時 間） 午前8時30分から午後5時15分まで

（場 所） 東彼杵町役場 財政管財課 管財契約係
（東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6）

入札日時及び提出物等について

(入札日時) 平成30年8月9日 午前11時30分

(入札場所) 東彼杵町役場 第1会議室

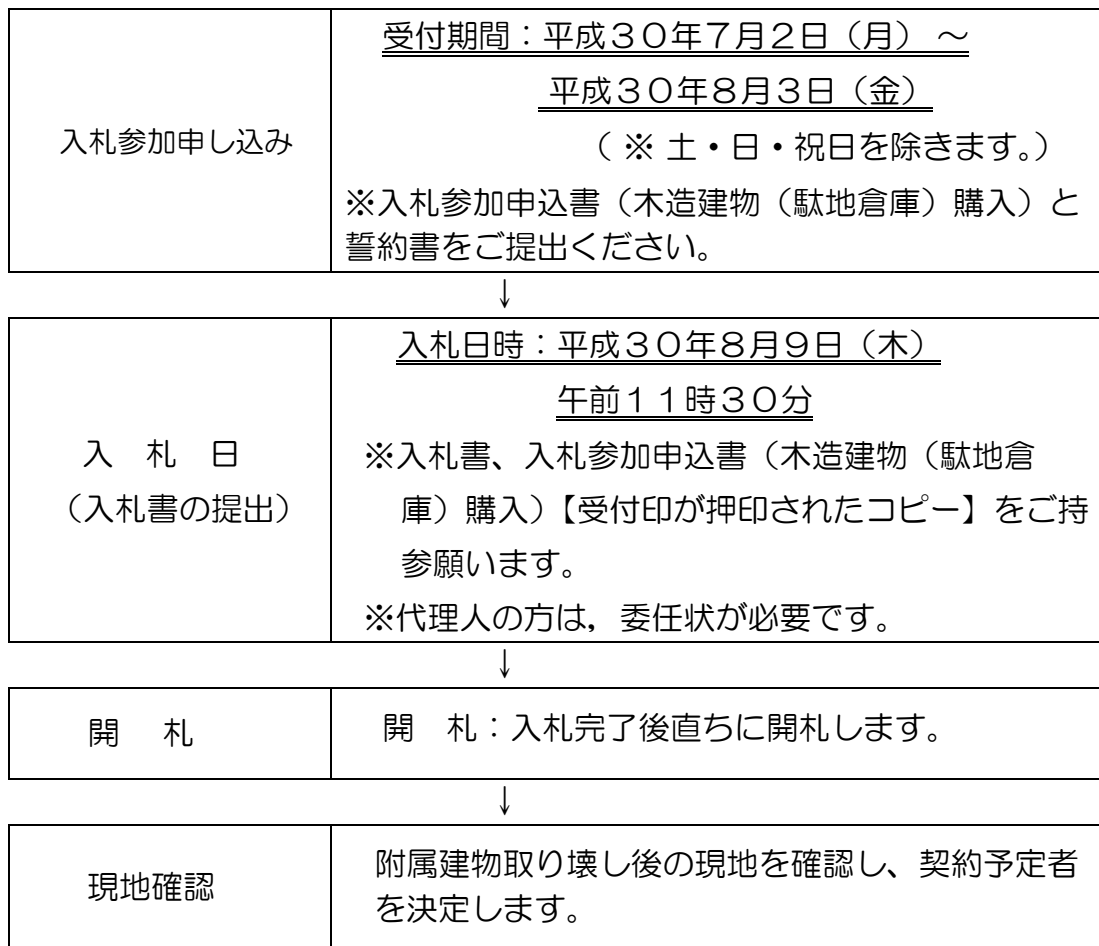
(提出書類) ①「入札書」に必要事項を記入し、封書にて提出

② 代理人のかたは、「委任状」が必要です。

※「入札参加申込書（木造建物（駄地倉庫）購入）【受付印が押印されたコピー】」をご持参願います。

(開札時刻) 入札完了後、直ちに開札

※【入札の流れ】



<p>契約の締結、売買代金の納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 町の指定する日までにご契約（売買契約及び事業用定期借地契約）いただきます。 • 売買代金は10月12日（金）までに入金をお願いいたします。
↓	
<p>所有権移転登記と物件の引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 売買代金入金確認後に登記申請、物件の引渡しを行います。 ※ 登録免許税等、売買等に必要の費用は落札者負担となります。

5. 各種事項の確認

申し込みを希望される方は、売却条件の全て了知されているものとみなします。

6. 契約者の決定方法

開札の結果、町の売却予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した方を落札者と決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは「くじ」によって落札者を決定します。

7. 契約の締結等

- (1) 現地確認を終了した後の落札決定日から7日以内の契約となります。
- (2) 契約締結までの建物の利用方法については、最高の入札金額をもって入札した方と協議します。

8. 契約保証金の納付

契約保証金は免除します。

9. 売買代金及び賃貸借代金の支払方法等

売買代金は、売買契約締結後町が発行する納付書により、一括してお支払いいただきます。賃貸借代金は、町が発行する納付書により分割もしくは一括してお支払いいただきます。なお、売買代金の支払が行われなかった場合には、契約を解除することになりますのでご注意ください。

10. 所有権の移転等

- (1) 本物件については、現状有姿にて引渡しするものとして、落札者は、諸々（各種）の負担について受忍するものとする。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金の入金を確認した後、町が行います。
- (3) 売買契約書及び事業用定期借地契約に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、本契約の締結及び本物件に係る一切の費用等は、落札者の負担となります。

（お問い合わせ先）

東彼杵町役場 財政管財課 管財契約係

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

電話：0957-46-1205